

発議第3号

ユニバーサル就労推進特別委員会の設置について

富士市議会委員会条例第4条の規定に基づく特別委員会を下記のとおり設置するものとする。

令和5年5月19日提出

提出者（富士市議会議員）	小池義治
賛成者（富士市議会議員）	一条義浩
〃（〃）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	山下いづみ
〃（〃）	笠井浩
〃（〃）	稲葉寿利

記

1. 設置すべき特別委員会の名称 ユニバーサル就労推進特別委員会
2. 委員の定数 7人
3. 付議事件
ユニバーサル就労の推進について
4. 提出理由
富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例に基づく事業の実施について、その効果を最大限に発揮するため、特別委員会を設置する。
5. 審査期間
本委員会は、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中もなおこれを審査するものとし、審査が終了するまでの間、継続するものとする。

令和5年5月19日

富士市議会
議長 小池智明様

提出者（富士市議会議員）	小池義治
賛成者（富士市議会議員）	一条義浩
〃（〃）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	山下いづみ
〃（〃）	笠井浩
〃（〃）	稲葉寿利

ユニバーサル就労推進特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。